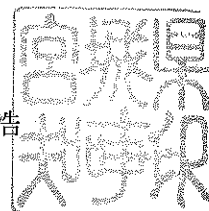


消 第 1 7 1 号
平成26年4月28日

審査請求人ら代理人 弁護士 青木 正芳 殿
 弁護士 草場 裕之 殿
 弁護士 小野寺 義象 殿
 弁護士 北見 淑之 殿
 弁護士 渡部 容子 殿
 弁護士 毛涯 梨恵 殿
 弁護士 高橋 芳代子 殿

処分庁 被災者生活再建支援法人
 財団法人道府県会館 理事長 山田 啓二 殿

審査庁 宮城県知事 村 井 嘉 浩



裁決書の謄本について（通知）

審査請求人ら代理人弁護士青木正芳ほか6名が平成25年6月25日付けで提起した平成25年4月26日付けで被災者生活再建支援法人財団法人道府県会館が行った被災者生活再建支援金支給決定（全部）取消処分に係る審査請求について、本案審理の上、裁決しましたので、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

担当	宮城県総務部消防課管理調整班
電話	022-211-2372

裁 決 書

審 査 請 求 人 仙台市太白区茂庭台四丁目3番6
ダイアシティー2000茂庭B2RIDGE207
[REDACTED] 外45名
(別紙 当事者目録のとおり)

審査請求人ら代理人 仙台市青葉区国分町一丁目3番20号肴町ビル2階
仙台中央法律事務所
弁護士 青木正芳

同 仙台市青葉区大町二丁目3番5号
ライオンズマンション青葉通2階草場法律事務所
弁護士 草場裕之
弁護士 毛涯梨恵

同 仙台市青葉区一番町二丁目10番24号 翠ビル2階
一番町法律事務所
弁護士 小野寺 義 象
弁護士 北 見 淑 之
弁護士 渡 部 容 子

同 仙台市青葉区大町二丁目5番10号御譜代町ビル203
杉山法律事務所
弁護士 高橋 芳代子

処 分 庁 被災者生活再建支援法人 公益財団法人都道府県会館

審査請求人佐藤敬二外45名ら代理人弁護士青木正芳外6名が平成25年6月25日付けで提起した被災者生活再建支援金支給決定（全部）取消処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の審査請求の趣旨は、平成25年4月26日付けで被災者生活再建支援法人財団法人都道府県会館（現・公益財団法人都道府県会館。以下「処分庁」という。）が請求人らに対して行った被災者生活再建支援金支給決定（全部）取消処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

以下により、本件処分は違法・不当である。

- (1) 東日本大震災に係る被災判定の再調査は、判定結果に納得がいかない被災者からの申出がなされた場合に限られるため、住民の申出によらずに平成23年11月21日頃に仙台市が実施した再々調査は違法・不当であり、当該違法な再々調査に基づき発行された平成24年2月10日付けの「一部損壊」のり災証明書も違法・不当である。

また、仙台市太白区茂庭台四丁目3番6 ダイアシティー2000茂庭B2RIDGE（以下「本件建物」という。）の被災状況は、「東北地方太平洋沖地震被災建物被害認定第1次調査票」に照らすと「大規模半壊」に該当し、「一部損壊」とした平成24年2月10日付けのり災証明書は誤りであって、違法・不当である。

したがって、当該違法・不当な平成24年2月10日付けのり災証明書に基づいてなされた本件処分は、違法・不当である。

(2) 平成23年8月30日付けで再発行された「大規模半壊」のり災証明書を前提とし、請求人らの申請により処分庁が行った被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給決定処分（以下「本件先行処分」という。）については、処分庁から請求人らに対する贈与に他ならないものであり、民法550条但書において、履行の終わった部分についての贈与の撤回が認められないのと同様に、一旦支給された支援金については、支給を受けた側に不正行為がある場合を除き、後日覆されることは全く予定されていない。

(3) 本件処分は、本件先行処分を取り消し、支援金の返還を求めている点において、授益的行政処分の不利益変更の性質を有しており、当該行政行為の取消しによって生じる不利益と当該行政行為により生じた効果をそのまま維持することの不利益を比較考量し、当該行政行為を放置することが著しく不当であると認められる場合以外は許されない。

イ 本件処分により事後的に本件先行処分が不利益に変更されると、請求人らは、新たな経済負担を求められることになり、震災からの復旧途上にある生活に支障を来す。

ロ 本件処分は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）等被災者支援のための各種制度を破綻させるものであって、これら各種支援制度への国民の信頼をも損なうものである。

ハ 被災者生活再建のための各種支援制度は、り災証明書を簡易・迅速に発行し、被災者がより早く制度の適用を受けられるようにするべきものである。

処分庁は被災者生活再建支援制度（以下「本制度」という。）の公平の観点から本件処分が違法・不当ではないと主張するが、仮に仙台市が平成23年8月30日付けで再発行した「大規模半壊」のり災証明書が誤りであったのであれば、仙台市内のすべてのり災判定について再度確認をしなければ公平とはいえず、しかしそれは本制度の本旨である簡易・迅速と両立した公平ではない。

以上イからハまでにより、支援金の適正な支給という公益が、被災者の生活の安定や本制度の簡易・迅速な運用に優先することは有り得ず、本件処分は違法・不当である。

(4) 被災者生活再建支援事業業務規程（以下「業務規程」という。）第11条において、支給金支給決定の取消し、返還請求ができる場合として「被災者側に不正行為がある場合」を挙げている。これは、授益的行政処分の不利益変更である支援金の取消しや返還請求ができる場合を例外的に定めたものであるが、本件処分の理由はこれに該当しないのであるから、本件処分は違法・不当である。

第2 処分庁の弁明

- 1 本件先行処分は、請求人らが提出した支援金申請書に添付されていたり災証明書により、本件建物が「大規模半壊」であると判断したものであるが、その後再々発行された「一部損壊」のり災証明書により、本件先行処分が根拠のない違法なものであることが明らかになったため、本件処分を行った。
- 2 支援法では、支援金の支給対象を「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者」と規定しており、本件は、これに該当しない者に対して支援金が支給されているため、支援法の規定に反する違法なものであり、これを放置すると、本制度の存在意義まで問われかねない。
- 3 被災者支援においては、「同程度の被害を受けた者は同程度の支援を受けるべき」との支援の平等性が強く要請されるため、法律の要件を欠くにもかかわらず、本来支給されえなかった支援金が支給されていることが判明した場合には、これを取り消して返還を求めることは憲法上の要請である。
- 4 支援金の原資は、国民が負担しているものであることから、本件処分を行わなければ、一部の被災者の利得分を他の被災者を含む国民が負担することになり、それにより、国民の行政に対する不信を増大させることになる。
- 5 請求人らは、支援金の支給決定が後日覆されることは予定しておらず、これは民法

550条ただし書において履行の終わった部分についての贈与の撤回が認められていないと同様であると主張する。本条文は、書面によらない贈与は各当事者が何の理由もなく自由に撤回できることを前提に、履行の終わった部分の撤回を制限するものであるが、支援金は被災世帯の世帯主の申請に基づき、法定の額が支給されるものであるから、本件支給決定は書面によらない贈与とは異なり、支給決定の撤回権はそもそも存在しない。また、本条文でいう撤回とは、贈与するとの意思表示に瑕疵がない場合にその意思表示の効力を失わせることであるのに対し、本件処分は、本件先行処分に瑕疵があったことを理由とする取消しであるから、民法550条ただし書とは無縁のものである。

6 請求人らは、「支援金の適正な支給という公益が、審査請求人ら被災者の生活の安定や被災者生活再建支援制度の簡易・迅速な運用に優先することがあり得ず」と主張するが、簡易・迅速な運用は、支援金が適正に支給されることを前提とするものであり、支給に誤りが発見されたときに、簡易・迅速な運用であることを理由にそれを放置するならば、本制度そのものに対する信頼が失われることになる。

7 法律の要件を満たさないにもかかわらず被災者が受給した支援金は、本来得られるはずのないものであるから、これを保持する利益が大きいとはいえない。法律上の原因がないにもかかわらず、他人から金銭を取得したときは、その金銭を費消したか否かを問わず、当該他人の損失によって利益を受けたものとみなされ、それを保持する正当な理由がない限り、当該他人に返還されなければならない。

8 請求人らは、本件処分により事後的に本件先行処分が不利益に変更されると、新たな経済負担を求められることとなり、震災からの復旧途上にある生活に支障を来すと主張する。先行処分が住居の修理費用等の支出の契機となったことまでは否定できないが、その支出が不要だったわけではなく、それにより請求人らの生活の支障の除去や財産価値の上昇といった効果を生じさせており、請求人らが財産的な利益を享受していることを無視して、過去の受益分の返還を新たな経済的負担であるとして、そのことのみを主張することは失当である。

また、住民の生活に支障を来すという点については、個別の事情によるものであって、全ての場合に該当するものではない。

- 9 業務規程第11条から第13条までの規定は、3つの条項が一体として第13条に定める効果を有する特殊な取消しについて定めるものであり、これらの規定をもって、一般の法原則に従って支給決定を取り消すことを禁止しているものと解することはできない。

以上により、本件処分をしないことによって本件先行処分に基づき既に生じた効果をそのまま維持することの不利益は、本件処分によって生ずる不利益と比較して極めて大きい。ため、本件処分により返還を求めなければ、公共の福祉の要請に照らし著しく不当な結果となる。

第3 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 仙台市太白区長は、平成23年5月11日、本件建物の被害調査を実施し、その結果に基づき、同月27日付けで請求人らに対し「一部損壊」のり災証明書を発行した。
- (2) 仙台市太白区長は、平成23年8月20日、本件建物住民の請求により、本件建物被害の再調査を実施し、その結果に基づき、同月30日付けで請求人らに対し、「大規模半壊」のり災証明書を再発行した。
- (3) 請求人らは、平成23年8月30日付けで仙台市太白区長が再発行した「大規模半壊」のり災証明書を添付し、支援法に基づく支援金（基礎支援金、加算支援金）の支給申請を行い、同年9月26日から同年12月13日までの間に、処分庁より本件先行処分を受け、支援金を受給した。
- (4) 仙台市太白区長は、平成23年12月15日、本件建物被害の再々調査を実施し、その結果に基づき、平成24年2月10日付けで「一部損壊」のり災証明書を再々発行し、同年3月26日、請求人らに送付した。
- (5) 処分庁は、平成24年2月10日付けで仙台市太白区長が「一部損壊」のり災

証明書を再々発行したことを受け、平成25年4月26日付けで本件処分を行った。

2 判断

(1) 住民の申出によらずに実施した再々調査について

請求人らは、住民の申出によらずに実施した再々調査は違法・不当であると主張する。

しかし、一般に、行政庁は、自らがした行為の適否等について、事後的に調査することができるのであり、本件の再々調査についても、制限される理由はない。

請求人らは、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）の事務連絡（甲第A17号証）の記載を引用して、再調査として第2次調査を行うのは、判定結果に納得がいかない被災者から申出があった場合に限られると主張するが、当該記載は、判定結果に納得がいかない被災者から申出があった場合には、再調査を実施すべきとするものであって、それ以外の調査を禁止しているものではない。このことは、当該事務連絡を発出した内閣府が、仙台市太白区長の再々調査自体については何ら問題にしていないことから明らかである（甲第A18号証、乙第1号証）。

(2) 本件建物の被災状況について

請求人らは、本件建物の被災状況を「一部損壊」とどまるとしたり災証明書は誤りであって、違法・不当であると主張する。

しかし、仙台市が平成23年12月に行った本件建物の再々調査及びそれに基づく被害の判定については、内閣府が発出する運用指針等の定めを逸脱するものとは認められず本件建物の被災状況を「一部損壊」に該当するとした仙台市の判定に違法又は不当な点は認められない。

(3) 本件先行処分が贈与であり、その撤回は制限されるとの請求人らの主張について

請求人らは、本件先行処分が、処分庁の請求人らに対する支援金の贈与に他ならないものであり、贈与は、履行の終わった部分については、撤回が認められない（民法第550条但書）のと同様、支援金の支給が後日覆されることはないとは主張する。

しかし、支援金の支給は、支援法に基づく行政処分であり、私法上の贈与には当たらない上、本件先行処分について、民法第550条但書の趣旨が妥当するものでもないから、この点に関する請求人らの主張には理由がない。

(4) 本件処分（本件先行処分の職権取消し）について

イ 授益的行政処分の職権取消しについて

上記(2)で述べたとおり、本件建物の被災状況は一部損壊であるにもかかわらず、本件先行処分は、大規模半壊であることを前提になされたものであるから、この点で、本件先行処分には瑕疵がある。また、本件先行処分は、請求人らに対し支援金を支給する、いわゆる授益的行政処分であるところ、本件処分は、本件先行処分を、瑕疵があることを理由に、処分庁の職権で取り消すものである。

このような授益的行政処分の職権取消しについては、当該処分の取消しによって生じる不利益と、取消しをしないことによって当該処分に基づき既に生じた効果をそのまま維持することの不利益とを比較考量し、当該処分を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認められるときに限り、職権により取り消すことができる（最高裁判決昭和43年11月7日民集22巻12号2421頁）。

そこで、本件処分によって生じる不利益と、本件処分をせず本件先行処分に基づき既に生じた効果をそのまま維持することの不利益とを比較考量し、本件先行処分を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であるかどうかを検討する。

ロ 本件処分によって請求人らに生じる不利益について

まず、本件処分によって請求人らに生じる不利益について検討する。

(イ) 請求人らは、平成23年9月26日付けから同年12月13日付けまでの本件先行処分により支援金を受給した。その後、請求人らが支援金を受給してから、「り災証明書」の判定内容の修正に関する説明会が開催された平成24年2月15日まで（甲第A5号証及び第A6号証）、2か月から4か月半程度の期間があった。

請求人らが受給した支援金の額はそれぞれ37万5000円から150万

円であるところ、一般に、用途を制限されないこの程度の額の金銭を受領した場合、預貯金等せずに、すぐに費消することも少なくないと考えられる。加えて、本件建物の被災状況が大規模半壊に該当せず一部損壊にとどまるとしても、請求人らは、東日本大震災により被災し、一定の経済的損失を被ったのであり、支援金受領後2か月から4か月半程度の間、これを原資に、建物を修繕したり、家財道具を買い替えたりなどの支出をした者も多いと考えられる。

それにもかかわらず、本件処分により支援金の返還を求められれば、請求人らは、支援金を原資とした支出に相当する金銭を新たに捻出しなければならぬから、それだけの経済的負担を負うことになる。

(ロ) もっとも、全ての請求人らが、「り災証明書」の判定内容の修正に関する説明会が開催された平成24年2月15日までの間に、支給を受けた支援金の全額を費消したとは考えられない。請求人らは、同日、本件先行処分の取扱いがどのようになるか内閣府からの回答を待っている状況であると説明を受けたことから(甲第A6号証)、支給を受けた支援金のうち同日までに費消しなかった部分については、本件先行処分が取り消される可能性を考慮し、その時点で費消をしないでおくことができた。したがって、本件処分は、返還を求める金額のうち、当該部分については、請求人らに経済的負担を生じさせるものとはいえない。

また、支給を受けた支援金のうち費消した部分についても、請求人らは、当該費消に対応する利得を享受したことも事実である。請求人らが主張するとおり、支援金の支給を受けた場合と、支援金の支給を受けなかった場合では、いつ、何に、どの程度の支出をするかは異なるのが通常であるが、とはいえ、本件処分によっても、請求人らは当該利得を失うわけではない。

(ハ) そうすると、本件処分によって、請求人らは経済的負担を負うことは確かだが、その程度を検討するに当たっては、請求人らが返還を求められる金額の全額について経済的負担を負うわけではないこと、及び経済的負担に対応するだけの対価を享受したことを考慮する必要がある。

(ニ) また、そもそも本制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し支援金を支給することによりその生活の再建を支援する趣旨のものである。支援金が支給される者については、支援法に定められていると

ころ、請求人らは、支援金の支給の対象には該当しないことから、前述のとおり請求人らの利益が害されるとはいつでも、それは本来的には支援法が保護すべき利益とまではいえないものである。

(ホ) なお、処分庁は、以上に関連して、本件処分による経済的な影響が請求人らの生活の安定に支障を来す程度のものかどうかは個別の事情による、現に、処分庁は、返還に応じる住民との間では、そうした個別の事情を聴いて、返済方法等についての相談に応じていると主張する。

この主張について検討する前提として指摘すべきは、請求人らの個別の事情に応じて、本件処分の適否及び当否を異にすることは、本件先行処分及び本件処分が、一棟の建物の被災状況に基づき、その建物に居住する請求人らに一律になされたことからしても、平等原則の観点から困難であることである。すなわち、本件処分の適否及び当否は、請求人ら全員について、同じ結論にするほかない。

これを前提に、処分庁の主張を検討すると、確かに、請求人らの中に支援金を一切使用していない、又は支援金の支給を受けなければしなかった支出をしていない者がいれば、そのような者は、本件処分により受ける経済的な不利益はないと言える。しかし、そのことと、それ以外の請求人らが本件処分により受ける不利益とは関係ないものである。また、返済方法等についての相談に応じるかどうかは、専ら処分庁の裁量である上、あくまで支給額全額の返還を求める対応であり、請求人らの個別の事情を考慮するための手当としては必ずしも十分とはいえない。しかし、その一方で、処分庁としては、返還を求めている以上、他に取り得る手段がないことも確かである。

ハ 本件処分をせず本件先行処分に基づき既に生じた効果をそのまま維持することの不利益について

次に、本件処分をせず本件先行処分に基づき既に生じた効果をそのまま維持することの不利益について検討する。

(イ) 前述のとおり、支援金制度は自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し支援金を支給することによりその生活の再建を支援する趣旨のものであり、支援金が支給される者については、支援法に定められているところである。また、支援金は、相互扶助の観点から都道府県が拠出した基

金（支援法第1条及び第9条）及び国の補助（支援法第18条）を原資とするものであり、終局的には、国民が負担するものである。そのため、法律上の要件を満たさない支援金の支給を維持することにより、本来すべきでない負担を国民に負わせる不利益が生じる。

加えて、法律上の要件を満たさない支援金が支給されれば、支援金の支給を受けられなかった者との間で不平等が生じることになる。とりわけ、収入や年齢の要件が撤廃され、一定のり災判定以上の被害を受けた被災者が公平に制度を利用できるようになった平成19年の支援法改正の趣旨に鑑みれば、請求人らと同程度の被害を受けた被災者が、制度の適用を受けられず、自助努力による再建を図っている状況において、本件処分をしない場合、同程度の被害を受けた被災者との間で、不公平が生じる結果となることは十分考慮されるべきである。

(ロ) さらに、そのような不公平が生じることにより、他の被災者、さらには国民に不公平感を与え、各種支援制度や行政に対する信頼を失うことにつながることも否定できない。

(ハ) なお、請求人らは、被災者生活再建のための各種支援制度は、「り災証明書」を簡易・迅速に発行し、被災者がより早く支援金等各種支援制度の適用を受けられるようにすることが至上命題とされていたのであり、支援金の適正な支給という公益が、請求人ら被災者の生活の安定や被災者生活再建支援制度の簡易・迅速な運用に優先することはあり得ない、と主張する。確かに、支援法は、被災者の生活を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としており（支援法第1条）、また、その目的に鑑みても、支援金はできるだけ速やかに支給されるべきは請求人らの主張するとおりである。しかし、支援法が保護の対象としているのは、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者」、具体的には、支援法第2条第2号に規定する「被災世帯」の世帯主である（支援法第3条第1項）。支援法が住民の生活の安定を目的としていることや、支援金が迅速に支給されるべきとしても、このような法律上の要件を満たさない者になされた支給を当然に保護すべきことにはならない。

また、請求人らは、支援金が支給されても、その後、一定期間経過してから取り消され、返還を求められる可能性があるのであれば、支給を受ける者

が支援金を費消することをためらうこととなり、支援金制度に悪影響が及ぶことになると主張する。しかし、本件処分がなされても、国民が制度に対してそこまでの不信を抱くとは考えられず、この点に関する請求人らの主張は、妥当とはいえない。

二 検討

上記ロ及びハを踏まえ、本件処分によって生じる不利益と、本件処分をせず本件先行処分にに基づき既に生じた効果をそのまま維持することの不利益とを比較考量する。

(イ) 上記ロで述べたとおり、本件処分によって請求人らに経済的負担という不利益が生じることになるが、その程度は必ずしも返還額の全額ではない上、経済的負担に対応するだけの対価を享受したことによって相当程度緩和されるものと言える。加えて、支援法による支援金の支給の対象とならない請求人らの利益については、本来的には支援法が保護すべき利益とまではいえない。他方で、上記ハで述べたとおり、本件処分をせず本件先行処分にに基づき既に生じた効果をそのまま維持すれば、国民の経済的負担や、他の被災者や国民との間での不公平が生じ、他の被災者、さらには国民に不公平感を与え、ひいては、各種支援制度や行政に対する信頼を失することにつながる。

これらの不利益を比較考量すれば、本件先行処分を放置することは公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認められる。

また、請求人らは、支援金の支給決定を取り消し返還請求ができる場合として、業務規程第11条において「被災者側に不正行為がある場合」とされていることを受け、取消しは同条に規定されている場合に例外的に認められるものであると主張するが、瑕疵がある処分について公共の福祉の要請により取り消すことまでも認められていないものとは解されない。

(ロ) なお、請求人ら及び処分庁は、互いに、授益的行政処分の職権取消しに関する内閣府の見解（甲第A18号証及び乙第1号証）に関連して主張を述べるが、職権取消しに関する内閣府の見解は、法的拘束力を持つものでなく、また、以上述べた当庁の判断は、内閣府の見解に対する判断も踏まえたものであるから、以上に加えて個別の論点に言及することはしない。

(5) 結論

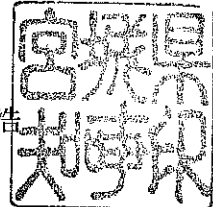
以上のとおり、本件処分は、適法かつ正当な処分である。

なお、上記(4)の口で述べたとおり、本件処分によって請求人らに実質的な不利益が生じることも事実である。この点に関し、処分庁は、返還に応じる住民との間では、個別の事情を聴いて、返済方法等についての相談に応じていると主張した。処分庁においては、その主張のとおり、請求人らの不利益に配慮し対応することが望まれる。

以上のとおり、本件処分は適法かつ正当な処分であり、請求人らの主張は、理由がないものと認め、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成26年4月28日

宮城県知事 村井嘉浩



(教示) この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができる。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる処分をした被災者生活再建支援法人公益財団法人道府県会館を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(別紙)

当 事 者 目 録

番号	審査請求人	住 所
1		〒982-0252 仙台市太白区茂庭台四丁目3番6 ダイアシティー2000茂庭B2 RIDGE
2		同 上
3		同 上
4		同 上
5		同 上
6		同 上
7		同 上
8		同 上
9		同 上
10		同 上
11		同 上
12		同 上
13		同 上
14		同 上
15		同 上
16		同 上
17		同 上
18		同 上
19		同 上
20		同 上
21		同 上
22		同 上
23		同 上
24		同 上
25		同 上
26		同 上

27		同	上
28		同	上
29		同	上
30		同	上
31		同	上
32		同	上
33		同	上
34		同	上
35		同	上
36		同	上
37		同	上
38		同	上
39		同	上
40		同	上
41		同	上
42		同	上
43		同	上
44		同	上
45		同	上
46		同	上

この裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

平成26年4月28日

宮城県知事 村井嘉浩

